

## 青森県総合社会教育センター 展示スペース 作品募集要項

### 1 趣旨

青森県総合社会教育センター内の展示スペースでは、プロ・アマを問わず県内の作家（アーティスト）による様々な分野の作品を展示し、来館した県民がアートに親しむ機会を提供するとともに、県民の学習成果の発表の場としている。

展示スペースのうち、2階展示スペース（大研修室前ロビー）及びギャラリーありす（インフォメーションプラザありす内）について、作品（絵画、写真、書、彫刻、立体作品等）を展示する出展者を募集するものである。

### 2 展示場所及び内容等

#### (1) 2階展示スペース（大研修室前ロビー）

##### ① 展示内容

主として子どもたち（未就学児、小学校、中学校、高等学校）の作品を展示する（展示名「画伯のたまご」）。

##### ② 寸法：奥行約 500cm、幅約 450cm、高さ約 240cm

※机や衝立等も使用可能。

##### ③ 展示期間：毎月初めから約 1 か月



#### (2) ギャラリーありす（インフォメーションプラザありす内）

##### ① 展示内容

主としてアマチュアの作家の作品を展示する。当センターをはじめ様々な学びの場で製作した作品、自身で趣味で作っている作品などを含む。

##### ② 展示枠寸法：縦 130cm、横 240cm

※展示枠の前のスペースで机や衝立等も使用可能。

##### ③ 展示期間：毎月初めから約 2 か月



### 3 展示経費

展示に係る費用は徴収しない。ただし、作品の製作、運搬、展示、撤去に係る費用については、出展者の負担とする。

### 4 留意点

- ・営業目的（作品の販売等）もしくは政治活動及び宗教活動を目的とする展示、公序良俗に反する展示はいずれも認めないものとする。
- ・展示中もしくは運搬中の作品の損傷、紛失等については、事務局は一切その責めを負わないものとする。また、展示により第三者に与えた損害及び損傷についても、事務局は一切その責めを負わないものとする。
- ・申込み内容に虚偽があると認められた場合、また、施設の管理または運営上支障があると認められた場合は、展示を中止することがある。

## 5 申込み

### (1) 申込期間

随時

### (2) 申込方法

展示を希望する者は、当指定管理者グループ事務局（以下「事務局」という）に電話もしくはメールで連絡の上、別紙展示申込書を提出する。事務局は展示内容を審査し、展示の可否について通知し、展示期間等について決定する。

青森県総合社会教育センター 指定管理者グループ事務局

Tel : 017-739-0900 Fax : 017-739-2570 E-mail : alis02@jomon.ne.jp

## 6 その他

上記の定めによらないものについて、出展者は事務局の指示に従うものとする。

### 附則

この要項は、令和5年2月1日から施行する。